

避難指示解除準備区域(檜葉町)に居住していた申立人ら夫婦について、生命・身体的損害として、それぞれ通院交通費及び診断書取得費用に加え、申立人夫については、原発事故前から罹患していた高血圧、糖尿病、陳旧性脳梗塞が避難生活において悪化したとして、平成23年3月から平成24年12月までの通院慰謝料が、申立人妻については、避難によるストレスから高血圧症、脂質異常症、胃炎を発症したこと等による平成23年3月から平成24年12月までの通院慰謝料に加え、医療照会に対する回答も踏まえ、避難によるストレスにより左突発性難聴を発症して後遺症が残ったと認め、後遺障害等級9級相当の逸失利益及び後遺症慰謝料(ただし、原発事故の影響割合として2割を乗じる。)がそれぞれ認められ、また、申立人らの損害として、平成23年3月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の基礎分として各自月額10万円、東京電力が包括請求を認めている避難及び帰宅等にかかる費用相当額が、申立人夫の損害として、営業損害、家財にかかる財物損害、避難交通費、自家消費野菜相当額の生活費増加費用、一時立入費用、その他交通費が、それぞれ認められた事例。

和解契約書 (一部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2(上記2名をあわせて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、申立人らと被申立人との間に争いが無い下記損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

1 申立人X1分

・避難交通費(平成23年3月12日分、同月14日分、同月27日分、同年5月13日分)	28,000円
・通院交通費	267,403円
・指定診断書取得費用	33,700円
・財産的損害(家財)	4,450,000円
・営業損害(平成23年3月～平成26年2月)	562,800円

2 申立人X2分

・通院交通費	136,078円
・指定診断書取得費用	13,250円

3 弁護士費用((5,491,231-1,600,000)×0.03)	116,737円
総額	5,607,968円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金5,607,968円の支払義務があることを認める。

第3 既払いの未精算仮払い補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する未精算の仮払い補償金1,600,000円を支払い済みであることを確認する。

この未精算の仮払い補償金1,600,000円について、第2項記載の和解金5,607,968円と精算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月17日

(仲介委員 上妻 英一郎)

避難指示解除準備区域(檜葉町)に居住していた申立人ら夫婦について、生命・身体的損害として、それぞれ通院交通費及び診断書取得費用に加え、申立人夫については、原発事故前から罹患していた高血圧、糖尿病、陳旧性脳梗塞が避難生活において悪化したとして、平成23年3月から平成24年12月までの通院慰謝料が、申立人妻については、避難によるストレスから高血圧症、脂質異常症、胃炎を発症したこと等による平成23年3月から平成24年12月までの通院慰謝料に加え、医療照会に対する回答も踏まえ、避難によるストレスにより左突発性難聴を発症して後遺症が残ったと認め、後遺障害等級9級相当の逸失利益及び後遺症慰謝料(ただし、原発事故の影響割合として2割を乗じる。)がそれぞれ認められ、また、申立人らの損害として、平成23年3月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の基礎分として各自月額10万円、東京電力が包括請求を認めている避難及び帰宅等にかかる費用相当額が、申立人夫の損害として、営業損害、家財にかかる財物損害、避難交通費、自家消費野菜相当額の生活費増加費用、一時立入費用、その他交通費が、それぞれ認められた事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2(上記2名をあわせて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 1 申立人X1分 | |
| ・包括賠償 | 1, 147, 000円 |
| ・一時立入費用 | 26, 000円 |
| (平成24年3月2日分) | |
| ・その他交通費等 | 52, 000円 |
| (平成23年12月11日分及び平成24年2月18日分) | |
| ・自家消費野菜 | 400, 000円 |
| (事故後5年分) | |
| ・通院慰謝料 | 470, 400円 |
| (平成23年3月～平成24年12月) | |
| ・避難慰謝料 | 8, 500, 000円 |
| (平成23年3月～平成30年3月) | |

	小計	10,595,400円
2 申立人X2分		
・包括賠償		1,147,000円
・通院慰謝料		239,400円
(平成23年3月～平成24年12月)		
・避難慰謝料		8,500,000円
(平成23年3月～平成30年3月)		
・逸失利益		1,923,707円
・後遺症慰謝料		1,232,000円
	小計	13,042,107円
3 弁護士費用		709,126円
	総額	24,346,633円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金24,346,633円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、本和解契約書及び令和3年8月17日付一部和解契約書各第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解及び上記一部和解に定める金額を超える部分につき、本和解及び上記一部和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解及び上記一部和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解及び上記一部和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し、別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年7月27日

(仲介委員 上妻 英一郎)